

送迎時の園児チェックリスト〔保育園〕

Q

延長保育中、保育士が排泄介助や掃除のために迎えに来た保護者に気付かず、保護者は保育士に告げず園児を連れて帰宅してしまいました。園児がいなくなり大騒動となった園では、この反省から、園児の送迎時の様子について記録することとしましたがどんな点に注意が必要でしょうか。

《事例》

当保育園では、園児の登降園時、玄関に1人の保育士を配置し子どもたちの送迎や保護者への連絡等を担当させています。しかし、夕方6時以降の延長保育時間帯には保育士が2人しかいなくなることから、保育士は園児と保育室内で過ごしながら保護者の送迎を待つようにしていました。

ところが、先日の夜6時40分頃、1人の保育士は年少児の排泄を介助し、もう1人は部屋の片づけをしていたため、迎えに来た保護者に気付かず、保護者はそのまま園児を連れて帰宅してしまいました。園児が1人なくなったことに保育士らは慌て、その保護者と連絡が取れるまでのしばらくの間は、方々に電話連絡をするなど大騒動となりました（翌日、保護者からも厳しいクレームが寄せられました）。

そこで、当保育園では今回の反省を踏まえ、玄関に施錠をすることと共に、園児の送迎時のチェックリストを整備・活用することにしましたが、そのリストの整備にあたってどんな点について注意すべきでしょうか。 （T保育園・O園長）

《事例のポイント》

- チェックリストはどのような必要や視点からのものであるべきでしょうか。
- 誰もが簡単に能率よくチェックできる様式とするためにどんな工夫が必要でしょうか。
- 個人情報やプライバシー情報の取り扱いの観点からどのような配慮が必要でしょうか。



■解決のための基本的視点

- ◇送迎時のチェックの必要性やその視点について、正しく理解する。
- ◇限られた時間と人員の状況下で効率よく進めるために、どんな工夫が必要かを考える。
- ◇個人情報保護やプライバシーの権利の観点から、保護者等への理解を求めると共に、職員間で共通理解を進めるべき要点を押える。

■具体的な対応・解決の手順

1 送迎時のチェックリストの必要性・・・2つの視点

園児が誰も気付かない間に、しかも夕刻、忽然といなくなったわけですから、今回の事例の園ではさぞかし驚き、慌てふためいたことでしょう。結果的には保護者が連れて帰宅していたので、ある意味では保育士に連れて帰ることを告げなかった保護者の側にも多少の原因はありそうですが、帰宅を告げなかった理由は迎えを気付かない園の安全管理体制等に憤慨していたためとも考えられますし、何を置いても園の安全管理（リスクマネジメント）に大きな過失があったことには間違いありません。

近年、学校や幼稚園などへの不審者の侵入や園児の誘拐・連れ去りなど、予期せぬ凶悪な犯罪や事故が全国各地で発生するようになりました。保育所でも、子どもの生命を守るという第一使命から、そのような犯罪や事故を未然に防止するため懸命の努力をすべきことは言うまでもありません。とりわけ園児の送迎時は園に外部の人間が入れ替わりで立ち入る時間帯ですから、しっかりとした観点で重要な事項をチェックしていかなければなりません。

また、園では朝夕の登降園時には、園児の観察（視診・触診）をしなければなりません。とりわけ園児との最初の出会いと最後の別れの時間の場となる玄関でのチェックが、最も大切な機会といえるでしょう。

このように送迎時の園児のチェックとしては、「安全確保」と「健康観察」という2つの大きな観点からとらえていくことが必要となります。

（１）安全確保の観点からのチェックポイント

園としては、保護者等から園児をお受けし、保護者等へお引渡しするまでの時間、園児の安全を確保することが求められているわけですから、安全は玄関から始まり、玄関で終わるものと基本的に考えなければなりません。その玄関での園児のチェックポイントとしては、次のようなことが挙げられるでしょう。

- ① 時間は（何時何分）
- ② 誰が（父が、母が 等）
- ③ 交通手段は（自家用車か、自転車か、徒歩か）
- ④ 連絡事項は（保護者から、保育園・担任から）
- ⑤ 担当保育士は誰か（誰が受けたか、引き渡したか）
- ⑥ 確認事項（健康やけが等の有無は、忘れ物は 等）
- ⑦ 特記事項

特に、いつもと違う人（家族以外）が来た場合には、当然、事前連絡の有無や確認の有無などの記録が必要です。もちろん、事前連絡がないままに家族以外の人が迎えに来た場合は、理由の如何を問わず園児を絶対にお引渡ししないこととし、必ず保護者等と確認が取れ、保護者からの承諾を得るまでは安全に園内での保育を続けなければなりません。また、雨具などいつもと違う持ち物があった時や、園児の服装なども記録できていれば、忘れ物防止や他児との行き違いなどのトラブル防止に役立つことでしょう。

（２）健康観察の観点からのチェックポイント

保育所は集団生活の場である性格上、最善を尽くしても風邪や感染症の流行などは避けられないことも多いため、流行性のある病気に罹患している子どもの登園は、その子どもの初期受診や安静のためからもできるだけ控えられるべきです。また、最近では十分な睡眠や食事をとらないことなどから低体温や低血圧状態で、あるいは親に叱られたなどから情緒が不安定のままに登園したり、ひいては、まれに家庭で虐待を受け、あざや骨折などのけがをしたり、食事を与えられずに登園してくる子どももいます。

また、夕方には、園での生活で過度に神経や体力をすり減らして疲れきったり、けがや発熱をしたりして降園している子どもも中にはいるはずです。

そのような理由から、健康観察の観点からの園児のチェックポイントとしては、次のようなことが挙げられるでしょう。

- ① 目で見て元気な表情か（機嫌がいいか）
- ② 保育士の挨拶や声かけへの反応に変わりはないか
- ③ 顔や手、腕や膝にあざや腫れ、傷などはないか
- ④ 歩行など身体の機能は正常か
- ⑤ 服装や髪に乱れや異臭はないか
- ⑥ 触って熱がないか
- ⑦ 親の表情は明るい（いつもと変わった様子はないか）
- ⑧ 確認事項

2 効率よくチェックをするための工夫

朝夕の園児の送迎時は、外部の人間が、同時に複数名で断続的に立ち入るため、限られた時間と人手の中で、1人1人の子どもや送迎者の状況について効率よくチェックしていくことが不可欠です。そのためには、次のような工夫が必要となるでしょう。

（1）安全対策と健康観察の両面からチェック可能な様式とする

送迎時のチェックは安全対策と健康観察の2つの観点から行われるべきですが、たいていは1人ないしは2人の保育士が行うという点からも、記録すべきチェックリストを2つに分ける必要はありません。1枚の様式で両観点から記録しやすいものにしましょう。

（2）チェック項目は「選択式＋特記式」とする

限られた時間で、しかも同時に複数の送迎に関わることも多いため、あらかじめ予想される事項のいくつかは様式に表記しておき、担当者が○で囲んだり、チェックしたりできるようにしましょう。特に安全対策の面では、送迎者や交通手段などかなりの部分で選択方式が可能です。また、健康観察については基本的にいつもと変わった様子や状態の際に記録していく特記方式でも十分とも考えられますが、ある程度チェック項目が提示されていないと担当者が見逃したり省いたりしかねませんので、表情や服装など主な事項は、チェック項目として示しておくことも大切です。

（3）できるだけ全園児について1枚で記録できる名簿式とする

チェック表が数枚に分かれていると、それだけで手間取ったり扱いも粗雑になったりしかねません。100人程度であればエクセル等を使ってB4サイズの用紙でリストの作成は可能です。また、リストは、クラス毎や年齢毎など、日頃か

ら職員が慣れ親しんでいる名簿をもとにした名簿式とし、園児の名前をあらかじめ列記しておく方が、時間順に園児の氏名を記入するよりも能率的です。ただし、朝と夕はそれぞれ1枚としましょう。

(4) 誰もが一目で把握可能なシンプルなものとする

せっかく記録したチェックリストも、担当者だけ、あるいは保育士だけが内容を見て取れるということでは不十分です。園長や主任、他の職員等も一目で記録内容の把握が可能なように、前記の(1)～(3)を考慮しながら、シンプルなものにしなければなりません。

3 個人情報やプライバシー情報の取り扱いとの兼ね合い

毎朝、毎夕、送迎時の保護者の様子や登降園する園児の様子をチェックする、しかも口で尋ね、目や耳、時には手や鼻で感じ取ったものを記録するとなると、中には抵抗や拒否感を示す保護者が多少なりともいることでしょう。また、保護者本人の目の前で記録することは少ないにせよ、断続して送迎する保護者等にとっては、いくらかの違和感を生じさせていることには違いありません。

そこで、これらのチェックリストを使用するにあたっては、①これまでも詳細な記録は残していないものの健康観察(視診・触診)は行っていたこと、②安全対策や健康管理を徹底させるために一步踏み込んで記録する必要性があること、③チェックにあたりどんな点について、できればどんな様式を用いて記録していくかなどについて、職員間でしっかりと共通理解を深めるとともに、保護者にもこれらについて事前に十分に説明した上で、承諾を得ることが必要です。

チェックを始めてリストができていくと、氏名をはじめ送迎者(氏名でなくとも園児との関係が記載されているため)や交通手段等が記録されるわけですから、これは個人情報に該当します。しかも、いつもと異なる送迎者となったり、顔にあざがあったりしたときには、秘匿すべき特別な事情を背景としていることも少なくないわけですから、プライバシー情報としても慎重な取り扱いが求められます。

そこで、これらのチェックリストの取り扱いについては、当日の記録中のものからこれまで記録したものの全てについて、保管を徹底すると共に、保護者への公開や第三者への提供なども行わないこととしなければなりません(事件や事故の際の警察や児童相談所等への提供は除きます)。

関連して、最近では不審者チェックのため玄関での光景を防犯カメラで撮影し

ている園も多くなっているようですが、映像も個人情報に該当しますから、その管理等には細心の注意を払わなければなりません。これらについては、個人情報保護法や管轄省庁から出されている個人情報保護に関するガイドラインを遵守していくことが、基本的姿勢として望まれます。

■トラブル防止のための配慮事項

1 大切なのは保育者の五感と心

送迎時のチェックリストができて、また防犯上の監視カメラやオートロック式ドアあるいは玄関への施錠などの手立てを講じて、園児の安全や健康の保障は完璧ということにはなりません。何より求められるのは、保育士の目、耳、鼻、手、口といった五感を活かしたチェックや関わりです。

朝夕の玄関等での保護者との対応は、双方のコミュニケーションを図る貴重な機会です。また、子どもの生活の始まりと終わりという点で、子どもにとっても大きな節目となる時間です。それだけに、保育者は五感を上手に使い、豊かな表情と表現力をさりげなく駆使しなければなりません。その意味からも、送迎時の担当者には、実は大変に高度な技術や知識が必要とされていて、これを「専門性」と言い換えることもできるでしょう。しかも高度な専門性とは、豊かで深い人間性や倫理・道徳観と表裏一体の関係にあります。つまり、子どもへの慈愛（慈しみ愛する心）なくして子どもの安全や健康は守れず、保護者等との信頼も築くことはできないのです。

2 マイナス志向からプラス志向へ

何かをチェックするとなると、人間はどちらかというと欠けているところに目を向けがちです。いわゆる「あら捜し」です。送迎時の子どもや保護者等の状況をチェックする際には、おかしいところはないかとあら捜しを試みるのではなく、子どもの姿に共感しながら褒め、そして保護者の状況や立場を十分に認める中で、いつもと違い少し変だな、をさりげなく記録していくことをモットーとしましょう。

伝達の行き違いやけがの報告などからのトラブルやクレームも時にはありますが、これらを恐れるあまりに関わりを避けることは、かえって事を複雑にしています。プラス志向で前向きな姿勢こそ、保育者を成長させてくれるのです。